

平成 28 年度 第 7 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 28 年 10 月 11 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2. 開催場所：和水町役場本庁 3 階大会議室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。（18 名）

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	鶴 宏遠	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一
	8 番	小森田義弘	9 番	浦部 貞彦	1 0 番	吉田 広志
	1 2 番	池田 圭吾	1 3 番	庄山 秀一	1 4 番	北原 博幸
	1 5 番	杉村 幸敏	1 6 番	池田 浩二	1 7 番	深草 義久
	2 0 番	上田 憲一	2 2 番	高木 義則		

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。（5 名）

1 1 番	甲斐 正晴	1 8 番	松村 勝徳	1 9 番	古田 博
2 1 番	徳永 志誠	2 3 番	石原二千郎		

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 石原 忠邦

係長 渡邊 豊和

主事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局（石原） | <p>1 開 会</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。</p> <p>それでは、ただ今から平成 28 年度第 7 回和水町農業委員会総会を開会します。</p> |
| 事務局（石原） | <p>2 会議成立宣言</p> <p>それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 18 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。</p> |
| 事務局（石原） | <p>3 会長挨拶</p> <p>会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしく願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。</p> |
| 会 長（蒲池） | <p>みなさん、改めまして「こんにちは」。本日はお忙しい中、平成 28 年度第 7 回の農業委員会総会に出席くださりましてありがとうございます。先日から農地の利用状況調査に行ってください誠にありがとうございます。また、平成 30 年度から減反政策が終了し、益々荒廃農地が増えるのではないかと心配しています。ある程度分類品しながら残すべき農地は、守っていかねばならないと考えているところでもあります。</p> <p style="text-align: center;">【会長挨拶】</p> |
| 議 長（蒲池） | <p>簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。</p> |
| 議 長（蒲池） | <p>4 議事録署名人の氏名</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> |

【異議なしの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、9番 浦部委員、12番 池田圭吾委員をお願いいたします。

5 議 事

議 長(蒲 池)

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局(石 原)

失礼します。1ページでございます。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「愛知県の[]」、譲受人「東吉地の[]」、土地の所在「東吉地字永浦 []、畑、420 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「12,174 m²」、農作業に従事する者「4名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」、申請理由は「叔父からの贈与による規模拡大」でございます。

2ページでございます。使用貸借権設定の案件になります。

整番1 貸渡人「上和仁の[]」、借受人「同所の[]」、土地の所在「上和仁字矢部 []、田、1,422 m² 他1筆 合計 田2筆 3,382 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「4,359 m²」、農作業に従事する者「1名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」「コンバイン 1台」を親から借りられます。申請理由は「使用貸借権設定による規模拡大」でございます。親元就農での年間最大150万円の青年就農給付金の対象者で、親との土地を区分して就農することとなり、今回申請されたものです。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明

させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、取得後において耕作等の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。農業委員会が定める 30a を上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われまます。以上でございます。

議長(蒲池) 　ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして、16 番 池田浩二委員の報告をお願いします。

16 番(池田浩) 　はい。整番 1 について、16 番 池田浩二が説明いたします。
10 月 5 日に、北原委員と事務局で現地確認に行っていました。
申請地は、東吉地にある寿司丁の北東で、譲受人宅の北東側になります。
現況は、野菜畑でした。今まで借りて耕作されていた農地を取得されるものです。今後も、農地として管理されるところですので、何ら問題ないと思われまます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長(蒲池) 　はい。ありがとうございます。続きまして、使用貸借権設定の整番 1 につきましては、14 番 北原委員からの報告をお願いします。

14 番(北原) 　はい。使用貸借権設定の整番 1 について、14 番 北原が説明いたします。
10 月 5 日に、池田浩二委員と事務局で現地確認に行っていました。
申請地は、上和仁の矢部谷地区のほ場整備田になります。現況は、水稻と露地なすでした。今後も、農地として管理されるところですので、何ら問題ないと思われまます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長(蒲池) 　はい。ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。
議案第 1 号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願い

いたします。

何かございませんでしょうか。

10 番(吉田委員) 所有権移転の整番 1 ですが、登記地目が宅地となっておりますが、この場合も農業委員会に諮る必要があるのでしょうか？

事務局(石原) 現況地目で判断いたしますので、この場合現況が畑ですので農地として取り扱います。例えば、山林を造成して農地となった場合は、農地法の対象となります。

10 番(吉田委員) 例えば、ここに建物を建てる場合は、農業委員会にかかる必要がありますか？

4 番(石原委員) 税金は、どうなっていますか？

事務局(石原) 固定資産税では、現況地目によって課税されていますので、畑として課税されています。現況が農地なので転用が必要になります。

10 番(吉田委員) いい勉強になりました。ありがとうございました。

議長(蒲池) 他に何かありませんでしょうか？

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第 1 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。3 ページでございます。議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の

規定による許可申請について」でございます。

整番 1、申請人「志口永の■■■■■」、土地の所在地「津田字蟹ヶ迫■■■■■
■■■■■、畑、567 m²」でございます。

転用目的「植林」、事業計画「杉 100 本 567 m²」、昭和 61 年 3 月頃、植林されたとのことで、始末書を添付して頂いております。

申請人は、生産性の低い農地のため、畑としての管理が厳しいことから山林として管理するため、杉を 100 本程度、植林されたものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思っております。4 条の整番 1 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 2 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思っております。そして、3 ページが字図で、4 ページが配置図となっております。

植林のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透です。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力並びに申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、すでに植林済みであります。計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われま。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、植林後 30 年経っておりますが、周囲農地の所有者から苦情もありませんので、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。以上でございます。

議 長 (蒲 池)

ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして 16 番池田浩二委員の報告をお願いします。

1 6 番 (池田浩)

はい。整番 1 について、16 番 池田浩二が説明いたします。

10 月 5 日に、北原委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、三加和斎場の北側で、上津田上岩線に抜ける町道沿いになります。現況は杉山でした。雨水につきましては自然浸透になります。

西側に農地はありますが、30 年前から杉山であり、周りからの苦情もないとのことなので、日照、通風など、営農上への支障はないと考えており

ます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長(蒲池) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。質問がある方の挙手をお願いします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決したいと思います。議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。4ページでございます。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

整番1、貸渡人「奈良県の■■■■■」、借受人「竈門の■■■■■」、土地の所在地「竈門字牟田■■■■■」、畑、478㎡、他1筆、合計畑2筆515㎡」でございます。

転用目的「中古車展示場及び廃車置場」、事業計画「中古車展示場及び廃車置場 515㎡」、工事期間「平成28年11月1日から平成28年12月31日まで」となっております。3年間の賃貸借権設定で、その後は自動更新契約となっております。

申請法人は、新車・中古車販売、自動車の点検整備、修理、板金、塗装及び加工を営むものでありますが、現在の敷地が狭く、手狭なため、申請地を中古車置場及び廃車置場に転用されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思っております。5条の整番1でございます。

申請の位置につきましては、1ページの管内図及び5ページの住宅地図でご確認いただきたいと思っております。そして、6ページが字図で、7ページが配

置図となっております。

中古車展示場及び廃車置場のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然吸込み式とし、余り水は既存の道路側溝に排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成28年12月31日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われれます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、中古車展示場なので、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。

以上でございます。

議長(蒲池)

ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番1につきまして4番 石原由紀委員の報告をお願いします。

4番(石原由)

はい。整番1について、4番 石原由紀が説明いたします。

10月5日に、甲斐委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、ニシヨリ株式会社の南東側で、中央団地の西側になります。

現況は草木が茂った荒地でした。雨水につきましては自然吸込みとし、余り水は既存の道路側溝に排水されます。東側に農地はありますが、中古車展示場ということで、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長(蒲池)

はい。ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第3号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。質問がある方の挙手をお願いします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決したいと思います。議案第3号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。5ページでございます。議案第4号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

6ページでございます。賃貸借権設定の案件でございます。

整番1、貸人「久米野の[]」、借人「岩尻の[]」、土地の所在地「竈門字下津留[]」、田、1,791 m² 他1筆」、利用内容「水稻」、期間「平成28年11月1日から5年間」、支払方法「10a当り60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「63歳」、経営面積「11,935 m²」、農作業従事日数「200日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「6名」、再設定でございます。

整番2、貸人「久米野の[]」、借人「岩尻の[]」、土地の所在地「岩尻字西源藤[]」、田、583 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成28年11月1日から5年間」、支払方法「10a当り60kg」、借り手の農業経営状況は、整番1に同じでございます。再設定でございます。

整番3、貸人「久井原の[]」、借人「高野の[]」、土地の所在地「高野字内園[]」、畑、1,107 m²」、利用内容「飼料」、期間「平成28年11月1日から5年間」、支払方法「1筆当り3,000円」、借り手の農業経営状況、年齢「61歳」、経営面積「23,527 m²」、農作業従事日数「300日」、主な経営作物「繁殖牛」、農作業従事者数「2名」、新規設定でございます。

整番4、貸人「岩の[]」、借人「下津原の[]」、土地

の所在地「下津原字八反田 [REDACTED]」、田、826 m² 他 4 筆」、利用内容「水稻、飼料」、期間「平成 28 年 11 月 1 日から 5 年間」、支払方法「畑 10a 当たり 3,000 円、田 10a 当たり 60kg」、借り手の農業経営状況、経営面積「8,904 m²」、主な経営作物「肥育牛」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

整番 5、貸人「岩の [REDACTED]」、借人「下津原の [REDACTED]」、土地の所在地「下津原字深倉 [REDACTED]」、畑、95 m²」、利用内容「飼料」、期間「平成 28 年 11 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当たり 3,000 円」、借り手の農業経営状況は、整番 4 に同じでございます。再設定でございます。

整番 6、貸人「板楠の [REDACTED]」、借人「中林の [REDACTED]」、土地の所在地「板楠字丸田 [REDACTED]」、畑、300 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 11 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当たり 60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「65 歳」、経営面積「43,168 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

整番 7、貸人「山鹿市の [REDACTED]」、借人「中林の [REDACTED]」、土地の所在地「板楠字丸田 [REDACTED]」、田、947 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 11 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当たり 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。再設定でございます。

整番 8、貸人「上板楠の [REDACTED]」、借人「板楠の [REDACTED]」、土地の所在地「板楠字日向久保田 [REDACTED]」、田、1,527 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 11 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当たり 60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「36 歳」、経営面積「20,054 m²」、農作業従事日数「100 日」、主な経営作物「水稻・ナス」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

入力ミスがありましたので訂正いたします。6 ページの整番 1 認定後の経営面積でございますが、14,582 m²を 11,935 m²に訂正いたします。また整番 2 も同様に 12,518 m²を 11,935 m²に訂正いたします。

議長(蒲池)

ただ今、事務局から議案第 4 号について説明がありました。皆様方から

何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

13 番(庄山委員) 整番 6,7 番の■■■■さんの住所が中林になっていますが、畑の住所ですか家の住所ですか？

9 番(浦部委員) 家の住所です。あそこは、中林になります。

13 番(庄山委員) はい、分かりました。

議 長(蒲 池) 他にありませんか？

【異議なしの声あり】

議 長(蒲 池) それでは、ないようでございますので、議案第 4 号について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議 長(蒲 池) ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。

6 報 告

これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。

事務局(石 原) 失礼します。8 ページでございます。
中途解約通知が 2 件提出されております。
以上が報告でございます。

7 その他

議 長(蒲 池) 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局(石 原) 失礼します。10 ページでございます。
1) 次回総会日 平成 28 年 11 月 9 日(水) 午後 1 時 30 分から、
和水町三加和公民館 2 階研修室で行います。

2) 全国農業新聞の普及拡大について、総会終了後、熊本県農業会議から説明があります。

議長(蒲池)

それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。
ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

議長(蒲池)

ご起立をお願いします。これもちまして、平成28年度第7回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 9 番

署名委員 12 番

会議録調製者 渡邊 豊和
本誌 表紙共 枚